

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○生活保護法による施術者の指定	(社会福祉課)	二
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	二
○平成二十五年宮城県准看護師試験の実施	(同)	二
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	三
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	三
○都市計画の変更(二件)	(都市計画課)	三
○造成宅地防災区域の指定の解除	(建築宅地課)	四
○開発行為に関する工事の完了(四件)	(建築宅地課)	四
公 告		
教育委員会		
○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則		五
○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則		六
○県立中学校学則の一部を改正する規則		六
○宮城県ライフル射撃場管理規則の一部を改正する規則		六
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		七
○政治団体の届出事項の異動届		七
○政治団体の解散届		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)		八

ページ

告 示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)
○資金管理団体の届出事項の異動届

八 八

○宮城県告示第八百九十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社協林産業

2 所在地 宮城県白石市八幡町六番十六号

3 代表者の氏名 代表取締役 佐竹 敬一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県白石市福岡深谷字芳ヶ沢山一番一

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

六 申請年月日

平成二十五年十月四日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

2 縦覧期間 平成二十五年十月二十五日から平成二十五年十一月二十五日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 平成二十五年十二月十日
- 2 提出場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第八百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称）	施術所の所在地	指定年月日
高橋 利洋 （泉中央オアシス整骨院）	仙台市泉区市名坂字町三十二-101	平成二十五年八月一日
伊丹 保雄 （伊丹整骨院）	仙台市宮城野区鶴ヶ谷四-14-12	平成二十五年九月六日

○宮城県告示第八百九十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙台社会保険病院	仙台市青葉区堤町三丁目十 六-1	平成二十五年十月二 十四日	平成二十八年十月二 十三日

○宮城県告示第八百九十四号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十五年度宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験期日

平成二十六年二月十二日（水）

午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

仙台市泉区天神沢二丁目一番一号 東北学院大学泉キャンパス

三 受験願書受付期間

平成二十五年十一月二十五日（月）から同年同月二十九日（金）まで（当日消印有効）

四 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部医療整備課看護班（電話〇二二-二二二-二六二五）

○宮城県告示第八百九十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所において縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

影田の2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号とを結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱十四号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱十四号と二十六号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城郡七ヶ浜町吉田浜寺山 四番 一号から四号まで

五番 五号から八号まで

七番一 九号

七番二 十号

七番一 十一号及び十二号

三番 十三号

十二番一 十四号

五番 十五号から十八号まで

十三番一 十九号から二十三号まで

○宮城県告示第八百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項及び第八條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

十二番三 二十四号
十二番一 二十五号及び二十六号

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
黄金宮前の沢	土石流	遠田郡浦谷町浦谷字猿手三、同町浦谷字田下（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県北部土木事 務所
田下の沢	土石流	遠田郡浦谷町浦谷字猿手山（次の図のとおり）		
大崩前の沢	土石流	遠田郡浦谷町浦谷字大崩五、同町浦谷字大崩山（次の図のとおり）		
新塘下	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字新塘下、同町浦谷字猿手山（次の図のとおり）		
田下	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字猿手三、同町浦谷字田下（次の図のとおり）		
猿手の1	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字猿手三、同町浦谷字田下（次の図のとおり）		
大崩の1	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字大崩五、同町浦谷字大崩山（次の図のとおり）		
大崩の2	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字大崩五（次の図のとおり）		
坂下浦	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字大崩五（次の図のとおり）		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
大崩沢	土石流	遠田郡浦谷町浦谷字坂下浦、同町浦谷字黄金山（次の図のとおり）	宮城県土木部防 災砂防課及び 宮城県北部土木事 務所
黄金山	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字黄金山（次の図のとおり）	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大崎広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画道路

2 名称 三・五・十二号並柳福浦線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

大崎市古川七日町及び古川三日町一丁目の各一部

2 廃止する部分

大崎市古川七日町及び古川三日町一丁目の各一部

○宮城県告示第八百九十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第九項の規定により、石巻広域都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項が記載された女川町復興整備計画が公表され、次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。

なお、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第

二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・二百二号女川海岸線

三・五・二百三号浦宿女川線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山、同字鷲神、女川浜字女川、寿町及び黄金町の各一部

2 廃止する部分

牡鹿郡女川町鷲神浜字大道、同字斉ノ神、同字洗、同字向、同字向山、同字鷲神、桜ヶ丘及び

寿町の各一部

○宮城県告示第九百号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第二項の規定により、平成二十四年

宮城県告示第四百六十一号で指定した次の造成宅地防災区域の全部についてその指定を解除する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

亘理郡亘理町長瀨字堂前四番五の一部、四番七十四、十一番四、十一番五、十一番六、十一番七、

十一番十三、十一番十五、十一番十六、二十六番二、三十一番十二、三十一番十三、四十八番一及び

四十八番七

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

白石市福岡長袋字下河原五十七番三、五十七番

五、五十七番六、五十七番二十五、五十七番二十

六、五十七番二十七、五十七番二十八、五十八番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

五十八番一及び五十八番二並びに五十七番七及び五十七番十三の各一部、同字新河原四十二番二及び四十四番二の各一部
仙台市宮城野区扇町三丁目四番四十六号
宮城ホンダ販売株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名

名取市美田園七丁目二番一

仙台市若林区卸町二丁目一番四号イマス卸町

イーストンビル七階

株式会社土屋ホーム東北

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名

多賀城市大代三丁目一番十五、一番十六、一番

十七、一番十八、一番十九、一番二十及び一番二

十一並びに一番二十四、五十三番三及び二百十四

番の各一部

黒川郡大和町鶴巣北目大崎字寺東十二番一

八嶋建設株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市松川前四十四番、四十五番、四十六番、
四十七番、四十八番、四十九番三、五十一番一、
五十一番二、六十番、八十番、八十一番、八十九
番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九
十四番、九十五番、九十六番、九十七番、九十八
番、九十九番、百番一、百番二、百一番一、百一
番二、百六番、百七番、百八番、百十四番、百十
五番、百十六番、百二十六番、百二十七番、百二
十八番、百二十九番、百三十二番、百三十六番、
百三十七番、百三十八番及び百三十九番並びに百
三十番、百三十一番及び百三十五番の各一部並び
に四十六番地先の道の一部並びに四十六番地先の
水及び九十八番地先の水の各一部
株式会社駅前ストア

教育委員会

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

六七	五四	五四
----	----	----

を

五六	六七	五四
----	----	----

に改め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中

一一	一一	一四
----	----	----

を

一四	一一	一一
----	----	----

に改め、同表宮城県立石巻支援学校の項中

三五	二七	三八
----	----	----

を

四四	三五	二七
----	----	----

に改め、同表宮城県立気仙沼支援学校の項中

二七	三〇	二四
----	----	----

を

一九	二七	三〇
----	----	----

に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中

四一	五〇	五七
----	----	----

を

四一	四一	五〇
----	----	----

に改め、同表宮城県立角田支援学校の項中

二七	二七	三〇
----	----	----

を

二七	二七	二七
----	----	----

に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

三三	二七	一九
----	----	----

を

二二	三三	二七
----	----	----

に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中

二二	二三	一九
----	----	----

を

二二	二二	二三
----	----	----

に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

二七	三一	二七
----	----	----

を

二七	二七	三一
----	----	----

に改め、同表宮城県立船岡支援学校の項中

二〇	一九	二〇
----	----	----

を

二〇	二〇	一九
----	----	----

に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中

一四	二三	二八
----	----	----

を

一四	一四	二三
----	----	----

に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

三八	四六	六二
----	----	----

を

三八	三八	四六
----	----	----

に改め、同表宮城県立支援学校岩沼高等学校の項中

四〇	四〇	四八
----	----	----

を

四八	四〇	四〇
----	----	----

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

○宮城県教育委員会規則第十一号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県水産高等学校の項中

一六〇	一四〇〇	一四〇〇
一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇

を

に改め、同表宮城県石巻工業高等学校の項中

機械制御科	三年	男女	八〇
電気情報科	三年	男女	四〇
化学技術科	三年	男女	四〇
土木システ	三年	男女	四〇
建築科	三年	男女	四〇

を

機械制御科	三年	男女	八〇
電気情報科	三年	男女	四〇
化学技術科	三年	男女	四〇
土木システ	三年	男女	四〇
建築科	三年	男女	四〇

に改め、同表宮城県気仙沼高等学校の項

中	二八〇	二八〇	二八〇
---	-----	-----	-----

を

学校の項中	二〇〇	二〇〇	二〇〇
-------	-----	-----	-----

を

松島高等学校の項中	普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二〇〇
-----------	-----	----	----	-----	-----	-----

を

観	一八〇〇	二〇〇	二〇〇
普	一八〇〇	二〇〇	二〇〇
光	一八〇〇	二〇〇	二〇〇
通	一八〇〇	二〇〇	二〇〇
科	一八〇〇	二〇〇	二〇〇

に改め、同表宮城県女川高等学校の項を

削る。

別表第二第一号の表宮城県大河原商業高等学校の項中

八〇	八〇	八〇	八〇
----	----	----	----

を

四〇	八〇	八〇	八〇
----	----	----	----

に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十二号

県立中学校学則の一部を改正する規則

県立中学校学則（平成十六年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県仙台二華中学校の項中

一〇五	八〇	八〇
-----	----	----

を

一〇五	一〇五	八〇
-----	-----	----

に改め、同表宮城県古川黎明中学校の項中

一〇五	八〇	八〇
-----	----	----

を 一〇五 一〇五 八〇 に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

宮城県ライフル射撃場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十三号

宮城県ライフル射撃場管理規則の一部を改正する規則

宮城県ライフル射撃場管理規則（昭和五十七年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「社団法人日本ライフル射撃協会（一）」を「公益社団法人日本ライフル射撃協会（一）」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十五年十月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小野寺寛後援会	菅原 衛昭	阿部 正	本吉郡南三陸町歌津管の浜四二一	平成二十五年九月十一日
木村和彦後援会	佐々木正士	木村 洋子	大崎市古川小野字小高一一七	平成二十五年九月十二日
被災者・県民がきずくあったかい宮城の会	中嶋 信	佐々木永一	仙台市青葉区国分町三一八一	平成二十五年九月二十七日

○宮選管告示第百二十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十五年十月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党宮城県港湾支部	会計責任者 大串 順紀 の氏名	平成二十五年九月六日
自由民主党宮城県第二選挙区支部	会計責任者 猪股 隆広 の氏名	平成二十五年九月三十日
(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）	異動事項	届出年月日
政治団体の名称	異動事項	届出年月日
秋葉けんや後援会	会計責任者 猪股 隆広 の氏名	平成二十五年九月三十日
奥山えみ子を応援する会	主たる事務所の所在地 仙台市太白区長町六一三〇一八 の氏名	平成二十五年九月三日
木村忠良後援会	主たる事務所の所在地 石巻市小湊浜大宝二二一 の氏名	平成二十五年八月十四日
桜井功紀後援会	代表者 木村 千之 の氏名	木村 喜蔵
仙台みどり風の会	主たる事務所の所在地 仙台市太白区長町六一三〇一八 の氏名	仙台市若林区新寺一四一三一 平成二十五年九月三日
登米市政を考える会	政治団体の名称 登米市政を考える会 の氏名	登米市政を考える会 平成二十四年十一月三十日
宮城県商工政治連盟登米みなみ支部	主たる事務所の所在地 登米市米山町中津山字刈敷四六三 の氏名	登米市豊里町新田町一八六 平成二十五年八月九日
宮城県税理士政治連盟	代表者 青木 正 の氏名	島 知弘 平成二十五年九月十三日
山内昇一後援会	代表者 山内 啓志 の氏名	阿部慶之進 平成二十五年九月二十日

○宮選管告示第百二十六号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
平成二十五年十月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 解散年月日

木村和彦後援会 代表者の氏名 佐々木正士 平成二十四年十二月二十五日

○宮選管告示第百二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

木村和彦後援会

報告年月日 25. 9. 12 (24. 12. 25解散)

1 収入総額 26,975

前年繰越額 26,975

2 支出総額 0

○宮選管告示第百二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年十月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

木村和彦後援会

報告年月日 25. 9. 12 (24. 12. 25解散)

1 収入総額 26,975

前年繰越額 26,975

2 支出総額 26,975

3 支出の内訳

政治活動費 26,975

機関紙誌の発行その他の事業費 26,975

機関紙誌の発行事業費 26,975

○宮選管告示第百二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十五年十月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

奥山恵美子 仙台市長

奥山えみ子を応援する会

主たる事務所所在地 仙台市太白区長町 六一一三一八

仙台市若林区新寺 一四一三一